

平成29年度工業団地等周辺大気環境調査結果について

平成30年6月22日
埼玉県環境部大気環境課

1 調査目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく届出が提出された事業所が多い、工業団地等周辺での第一種指定化学物質の環境濃度の実態（大気）を把握する。

2 調査地域

富士見工業団地（坂戸市・川越市・鶴ヶ島市）

3 調査期間

	調査期間
第1回	平成29年 5月29日（月）～ 6月 1日（木）
第2回	平成29年 8月21日（月）～ 8月24日（木）
第3回	平成29年11月13日（月）～11月16日（木）
第4回	平成30年 2月 5日（月）～ 2月 8日（木）

4 調査内容

(1) 調査地点

工業団地の周辺8地点に工業団地の影響を直接受けないと考えられる地点を対照地点として加えた計9地点とした。

(2) 調査対象物質

トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ジクロロメタン、1, 2, 4-トリメチルベンゼン、1, 3, 5-トリメチルベンゼン、ノルマル-ヘキサン（7物質）

(3) バックグラウンド解析対象物質

ベンゼン、1, 3-ブタジエン、四塩化炭素（3物質）

(4) 採取方法

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」に準拠し、キャニスターを用いた72時間（3日間）連続採取法とした。

5 分析機関

埼玉県環境科学国際センター



<キャニスターの設置例>

6 調査結果（全4回調査の平均値）

単位：(μg/m³)

	富士見工業団地									環境基準
	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	対照	
	坂戸市 塚越	坂戸市 戸宮	川越市 下広谷	川越市 下広谷	鶴ヶ島市 富士見	鶴ヶ島市 富士見	坂戸市 千代田	坂戸市 塚越	坂戸市 石井	
トルエン	13	12	14	15	13	13	11	12	9.3	—
キシレン	2.2	1.8	2.2	2.5	2.0	2.2	1.8	1.9	1.8	—
エチルベンゼン	2.4	2.2	2.5	3.5	2.4	2.4	2.1	2.2	1.9	—
ジクロロメタン	4.0	4.8	5.1	5.9	4.3	3.7	3.3	3.9	3.7	150以下
1,2,4-トリメチルベンゼン	1.1	1.0	1.1	1.0	0.96	1.2	0.99	1.1	0.72	—
1,3,5-トリメチルベンゼン	0.22	0.21	0.25	0.22	0.19	0.24	0.20	0.20	0.18	—
ノルマル-ヘキサン	2.4	2.1	2.6	2.9	3.0	2.4	2.3	4.2	2.9	—
ベンゼン	0.96	0.87	1.0	0.90	0.90	1.0	0.84	0.93	0.87	3.0以下
1,3-ブタジエン	0.078	0.085	0.095	0.077	0.076	0.10	0.073	0.088	0.068	—
四塩化炭素	0.52	0.51	0.50	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.51	—

(備考)

環境基準とは、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めたもので、「—」の項目については定められていない。

<問い合わせ先>

環境部大気環境課化学物質担当 電話:048-830-2986 mail:a3050-08@pref.saitama.lg.jp